日常生活上の支援の委託に関する重要事項確認書

年　　　月　　　日

（宛先）名古屋市長

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
|  |  |
| 法人名 |  |
| 代表者 |  |

当法人は、下記１～５の事項について理解した上で、日常生活支援住居施設の認定を申請します。

記

１　日常生活支援住居施設の入所対象者は、保護の実施機関が、その者の心身の状況等を踏まえ日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者であること。

２　日常生活支援住居施設への支援委託は、保護の実施機関が支援の実施方法として決定するものであり、委託の要否を決定する権限は保護の実施機関が有すること。

３　日常生活支援住居施設は、保護の実施機関から被保護者の支援について委託の依頼を受けたときは、原則として、これに応じなければならないこと。

４　要保護者から直接日常生活支援住居施設への入所の申込があり、施設に入所させた場合でも、保護の実施機関は、支援委託を要しないと判断する場合があること。

５　日常生活支援住居施設の入所者のうち、保護の実施機関からの書面による支援委託の依頼を受けていない者は、委託事務費の支払い対象とならないこと。

以上